

電波監理審議会 有効利用評価部会（第33回） 議事録

1 日時

令和6年7月24日（水） 16：00～17：25

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

林 秀弥（部会長）、笹瀬 巖（部会長代理）

(2) 電波監理審議会特別委員

池永 全志、石山 和志、眞田 幸俊、中野 美由紀、
若林 亜理砂

(3) 総務省

（総合通信基盤局）

荻原 直彦（電波部長）

中村 裕治（電波部電波政策課長）

佐藤 輝彦（電波部移動通信課移動通信企画官）

野田 俊太郎（電気通信事業部安全・信頼性対策課課長補佐）

福川 優治（電波部基幹・衛星移動通信課重要無線室課長補佐）

(4) 事務局

吉田 恭子（総合通信基盤局総務課長）

宮良 理菜（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

目 次

1. 開	会	1
2. 議	事		
	(1)	令和6年能登半島地震における通信分野の対応.....	1
	(2)	5G普及のためのインフラ整備推進ワーキンググループ報告書	1 1
	(3)	4.9GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための特 定基地局の開設に関する指針案の意見募集の開始.....	1 7
	(4)	令和5年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz超 の周波数帯）の評価結果（案）.....	2 4
	(5)	令和5年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の評価結果 （案）.....	3 3
3. 閉	会	3 6

開 会

○林部会長 それでは、定刻でございますので、ただいまから、電波監理審議会有効利用評価部会の第33回会合を開催いたします。皆様、本日もお忙しいところお集まりくださいますので、誠にありがとうございます。

本日の部会もウェブによる開催とさせていただきます。

本日の有効利用評価部会は、電波監理審議会委員の笹瀬会長と私、両名が出席しておりますので、電波監理審議会令第3条に基づく定足数を満たしております。

まず、本日の資料及び議事の取扱いにつきまして、皆様にお諮りしたいと思います。公共業務用無線局につきまして、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持等に支障を及ぼすおそれがある公表情報を含んでおります。本日の資料のうち、資料33-5-2については、これらの情報が含まれておりますので、本日の議事録及び資料につきましては、後日、事務局におかれまして非公表情報を特定していただきまして、構成員の皆様にも御確認を行っていただいた後、評価後に公表するというにしたいと思いますので、あらかじめ、御承知おきいただけましたら幸いです。

議 事

(1) 令和6年度能登半島地震における通信分野の対応

○林部会長 それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。

まず、議事（１）から（３）につきましては、総務省からの御説明を予定しておりますので、事務局におかれましては、総務省関係者の入室をお願いします。

○宮良幹事 承知いたしました。事務局でございます。総務省関係者入室まで、しばらくお待ちいただけますよう、お願いいたします。

総務省の関係者の入室を確認いたしましたので、林部会長におかれましては、議事の進行をお願い申し上げます。

○林部会長 承知しました。それでは、議事を再開いたします。

議事の（１）令和６年能登半島地震における通信分野の対応につきまして、安全・信頼性対策課の野田補佐、重要無線室の福川補佐より、それぞれ御説明をお願いいたします。

○野田補佐 総合通信基盤局安全・信頼性対策課及び重要無線室から、令和６年能登半島地震における通信分野の対応ということで、資料に沿って御説明を差し上げます。

２ページ目を御覧ください。こちらは携帯電話ネットワークの被害ということで、どのような被害の種類があるかということをお説明した資料になります。

１点目、①のとおり停電が起こりますと、基地局への給電ができなくなりますので、通信が途絶するという支障がございます。

それから２点目、基地局の機器自体が故障する、揺れで装置の何かが外れるとか、あるいは建物自体が倒壊してしまうといった通信機器、通信設備そのものが壊れることで通信が途絶します。

それから３番目として伝送路の断絶というものがございまして、基地局には光ファイバーで通信がされますので、基地局までの伝送路が断絶すると、電源は生きていても通信が途絶するという支障がございます。

３枚目をおめくりください。能登半島地震は１月１日に発生しましたが、エ

リア支障最大時ということで、携帯4社のエリアマップを掲載してございます。各社似たようなつくりになっておりますが、濃い緑が支障エリアで、支障なし、平常どおりというところがピンクなどのきれいな色味の部分、それから、山間地やそもそもエリアにしていないというところが緑色といったものです。楽天については色味が異なりますが、ほぼ共通のつくりとなっております。最大支障がNTTドコモで7割程度という支障が発生しております。その携帯基地局の支障を携帯事業者において、総務省も協力し応急復旧しました。各地図に記載している1月3日や1月4日というのがエリア支障最大時ですが、携帯電話の基地局はバッテリーが搭載されておりますので、その電源が生きていて、商用電源の停電があっても、1日程度はもつというもので、1月1日から少し遅れたタイミングで支障が最大になったというものでございます。

4ページ目をおめくりください。応急復旧について、どのような取組をしたかを説明した資料になります。

1点目が移動型基地局、基地局車や衛星バックホール回線、移動型電源を投入したという資料でございます。写真を御覧ください。1つ目、こちらはNTT系列の会社が保有している船ですが、こちらに臨時の基地局を搭載して、すぐ復旧できないエリアに、この船を沖合に派遣して通信を回復したというものでございます。NTT系列の船ですが、KDDIと連携して、2社が基地局を設置して運用しました。

それから、その隣、報道でも度々取り上げられてございますとおり、今回、可搬型の衛星アンテナのStarlinkが活躍したと、皆さん、耳にされたと思いますが、このようなものを基地局に設置して、先ほど申し上げた光ファイバーが切れても、Starlinkを設置することによって通信を回復するという取組を行いました。

それから、その隣、有線給電ドローンということで、ソフトバンクですが、

ドローンに基地局の機能を搭載して、これを上空100m程度に飛ばすことによって、臨時にエリアを回復したという取組でございます。

それから、その隣、車載型基地局、こちらの写真は楽天のものですが、4社とも車載型基地局を持ってございますので、支障が生じた基地局に、このような車をいち早く派遣してエリアを復旧させたというものでございます。

ページを先に飛ばして、6ページを御覧ください。先ほど申し上げた船上基地局を説明した資料になります。こちらはNTT系列の会社が持っているケーブル敷設船を活用したというものでございます。2か所で運用し、3km沖合から内陸のほうに電波を飛ばして、臨時にエリアを復旧したというものでございます。

7ページを御覧ください。こちらは先ほど申し上げたStarlinkでございます。これまでも、衛星回線という光ファイバーが断絶しても衛星の回線をバックホール回線として使うことがありましたが、あまり通信速度が出ない機器でしたが、こちらのStarlinkは下りが最大で220Mbps出るということで、今回、ネット検索や通信等もできる、かなり速度の速いものでございまして、被災地域の通信の確保に役立ったというものでございます。また、先ほど携帯基地局に設置したと申し上げましたが、右下のとおり、避難所にもStarlinkを設置して、一時的に避難所の通信を確保するような使い方もしました。

8ページを御覧ください。こちらは先ほどのソフトバンクのドローンを紹介した資料になっております。上空100mを飛行して、半径3kmから5km圏内で通信が可能になったというものでございます。こちら2か所、この地図のとおり、輪島市において運用したものでございます。

5ページにお戻りください。官民連携による復旧の取組②でございます。

1点目が燃料補給や機材等の輸送ということで、防衛省や自衛隊にお願いし

て、輸送艦でいろいろな機材や車両等を運んでいただいたものでございます。

また、経済産業省、資源エネルギー庁に依頼して、燃料の優先供給を実現していただいたということでございます。

右は、海上自衛隊のホバークラフト輸送の船でドコモの車両を運んだ写真になります。

その下、道路啓開・優先通行ということで、国土交通省に依頼して道路啓開を実現した、もしくは警察庁や県警に依頼して、復旧車両の優先通行を実現したというような調整を行いました。

その下、④総務省災害時テレコム支援チームの現地派遣ということで、これらの調整を本省同士で行いましたが、多くの調整は現地の政府現地対策本部に総務省の職員を派遣し、そこで各省庁の同様のリエゾンの人と調整したり、もしくは通信事業者も同じようにリエゾンを派遣しておりますので、現地で実際に調整を行ったというものでございます。総務省から延べ133名派遣しました。

9ページを御覧ください。そのような応急復旧のなかでも特に復旧の拠点となる市町の庁舎のエリア復旧を優先しました。こちらは1月3日頃までに、各市町のエリア復旧が完了したという資料でございます。

10ページを御覧ください。このような応急復旧の取組の結果、1月中旬頃には、4社とも応急復旧が完了したということで、共同の記者会見をした資料でございます。

次のページを御覧ください。1月中旬まで応急復旧を完了して、その後、実際の本格復旧とあって、実際に衛星回線ではなく光ファイバーを敷設し直す、商用電源、停電が解消されるといったことがあり、また、道路啓開が進んで、いろいろな光ファイバーを張り巡らせることができるという本格復旧の取組をした結果、こちらは6月末時点の資料になりますが、全域で完全にエリア復旧

が完了したというものでございます。ドコモとKDDIの資料に書いてありますが、輪島市の沖合、50km程度離れている舳倉島という島がございまして、そちらが島民の方が戻っていなかったのが復旧していませんでしたが、無事、6月末に舳倉島も復旧が完了しまして、全ての地域で復旧が完了したという資料でございます。

続いての説明は、重要無線室からお願いします。

○福川補佐 重要無線室、福川でございます。

私から、12ページ、13ページ目の災害対策用移動通信機器の貸出しに関して御説明いたします。

まず12ページですが、総務省では、災害時における重要通信確保のため、衛星携帯電話、簡易無線機、MCA無線機など、通信機器の被災地への貸出しを行っております。昨年末時点の配備台数は1ポツ目に記載のとおりでして、各総合通信局単位で機器を備蓄しまして、迅速に貸出しできる体制を整備しております。

能登半島地震に関しましては、各機器の下のところ、それぞれ使用状況を記載しております。

衛星携帯電話については、全国の備蓄113台とともに、追加契約して北陸に配備した213台で対応しまして、100台が被災地で使用されております。簡易無線機については、1,065台のうち200台使用されまして、MCA無線機に関しては、移動無線センターが24台を無償貸与したという状況でございます。

また、能登半島地震では、これらの機器に加えまして、令和5年政府予備費を活用して、公共安全モバイルシステムを1,000台、衛星インターネット機器、Starlinkを100台整備しました。公共安全モバイルシステムは、4月1日にサービスインしましたので、当時は実証環境でしたが、令和5年、

昨年の実証用端末と合わせて計1,750台、この中から423台が使用されたという状況でございます。衛星インターネット機器については、今回、民間通信事業者で多く支援いただいておりますが、災害対応拠点や避難所などでの通信環境構築のために活用されている状況でございます。

13ページ目をご覧ください。公共安全モバイルシステムの活用についてです。公共安全モバイルシステムは携帯電話を活用したもので、SIMカードを2枚挿すことによって、どちらかの電波が通じていれば通信できるというものでございます。消防機関については、行方不明者の搜索活動や救急活動の用途で使用されましたが、消防機関からは、トランシーバアプリなどを利用することによって、警察からの電話情報などを一斉に連絡できたとか、ホワイトボードに情報をまとめて、それを写真撮影して関係者に共有することができたので搜索に役立ったなどの声をいただいております。

また、自衛隊においても、スマホアプリなどを利用して、輸送、給水、入浴支援等の任務において、部隊間の指揮連絡や情報共有などで活用されております。貸し出した端末に搭載していたアプリは自動で文字起しする機能を有していきまして、また、端末の位置情報を把握することが可能ですので、後で内容の確認をしたり、具体の現況把握において有用であったという声をいただいております。公共安全モバイルは消防機関や自衛隊以外の機関にも活用されていきまして、災害対策要員の方に便利に使っていただいたものと思っております。

13ページ目の説明は以上になります。

○野田補佐 14ページをご覧ください。スマートフォンが普及していることもあり、今回の地震は、モバイル通信のほうはかなり注目を浴びましたが、一方で、固定通信の状況についての御説明のため、14ページを御用意いたしました。固定通信の関係でございますが、1月3日時点で、停電や伝送路の断絶によって、記載のとおり、かなり広範囲で固定電話が途絶していましたが、そ

の後、懸命な復旧によって、現時点では輪島市の西保という地区を除いて、全て復旧対応済みとなっております。西保はN T Tの通信ビルそのものが壊れてしまい、修理対応では難しいということで、新たに通信ビルを造り直すのか、それとも隣の地域から通信の回線を延ばして対応するのか、N T Tで引き続き検討中という話を聞いてございます。今、通信はほぼ復旧したと申し上げましたが、通信ビルまでの状況はN T Tで把握できる一方で、通信ビルから各御家庭への通信ケーブルについては、それが生きているかというのはN T Tではリアルタイムに把握できないということでございまして、その解消のために、N T Tでは巡視といって、通信ケーブルが切れていないか見回りをしたり、各御家庭にチラシをまいたり、役場にポスターを掲示したりして、切れて通信が使えない場合は御連絡くださいというように、利用者側から故障しているという連絡をもらう、そういう呼びかけをしていると聞いております。その呼びかけもあって、かなりの部分で復旧が進んでおりますが、引き続き、そういう取組を続けて、故障連絡があればすぐ対応するという体制を整えていると聞いております。

以上、説明を終わります。

○林部会長 御説明どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等がございましたら、お願いしたいと思っております。

いかがでしょうか。

○石山特別委員 石山ですが、よろしいでしょうか。

○林部会長 お願いいたします。

○石山特別委員 大変すばらしい取組をされているということ、拝見いたしました。ありがとうございました。

このようなすばらしい取組をされたということで、今度、ユーザー側からす

ると、ユーザーが役に立って助かったとか、あるいは、それでも何らか不満があるかもしれません。そういう意味で、ユーザーアンケートのようなものを取って、大変助かったところと、それでもやっぱり不満が残ったところと、そういった情報を集めるのは今後のために大切だと思います。既にやっておられるのかもしれませんが、その辺、いかがでしょうか。

○福川補佐 災害対策移動通信機器の部分で申し上げますと、実際、貸し出したときに、最後にアンケートを取る形で対応しておりまして、先ほどの資料に載せていましたが、このような形で声は拾いながら、今後もニーズに応じていきたいと考えております。

○石山特別委員 ありがとうございます。

自衛隊や消防機関のところはユーザーの声が書いてありましたが、不満を取り上げるというのが今後のためには大切だと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○福川補佐 ありがとうございます。

○林部会長 非常に重要な御指摘かと思えます。よろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

○眞田特別委員 眞田です。よろしいでしょうか。

○林部会長 眞田先生、お願いします。

○眞田特別委員 5ページのところ、総務省様で大変な調整をされていたと伺いましたが、例えば道路開通という話になると、いろいろなものの優先順位が複雑に絡み合った中で通信環境をお願いするということになるのだろうと予想しています。この辺、全体を取りまとめるというところはどなたかが行って、あるいはそのような基準というのは既に決まっているものでしょうか。

○野田補佐 ありがとうございます。

通信分野で申しますと、総務本省からも課長クラスの者が現地に入り調整を行

い、また、携帯事業者4社と固定の事業者も現地にリエゾンがおりました。全体は政府の現地対策本部で内閣府が取りまとめてございますので、そういったところに寄せられる声を聞いて、復旧の優先順位が立てられて、その中の通信というところで、先ほど申し上げた総務省のMIC-TEAMという支援チームが全体の優先順位を決めて対応に当たったという流れになっております。

○眞田特別委員 分かりました。では、政府が上に立って、これが優先、これが優先というのを順番に割り振って、各省庁の間で調整をされたということだと理解しました。ありがとうございます。

○林部会長 ありがとうございます。総務省本省からリエゾン職員、管理職を派遣するなどして復旧対応に当たったということでございます。これについても敬意を表しているところでございます。

眞田先生、非常に重要な御指摘ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、御説明どうもありがとうございました。発災から半年ほどたつわけですけれども、既に行われているのかもしれませんが、総務省内で振り返り、あるいは検証を行って、課題であるとか教訓を集約して、今後の政策を考える必要があるということは、本日御出席の特別委員の先生方、それから総務省の皆様、共通の認識として持っておられるのではないかと思います。

今日の御説明にもありましたように、通信事業者による停電対策の強化であるとか、あるいは応急復旧における船舶型、ドローン型、Starlinkの活用といった海から空からの対応とありましたが、それを迅速かつ的確に投入できるための備蓄であるとか体制構築といったものが必要になってくると思いつつ拝聴しておりました。その辺り、都度都度に振り返りをさせていただきながら、改めまして、親会の電波監理審議会やこの有効利用評価部会で、進捗等を

御説明いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

(2) 5G普及のためのインフラ整備推進ワーキンググループ報告書

○林部会長 それでは、次の議事に移りたいと思います。

議事の(2)でございます。5G普及のためのインフラ整備推進ワーキンググループ報告書につきまして、移動通信課の佐藤企画官より御説明をお願いいたします。

○佐藤企画官 移動通信課の佐藤でございます。7月に着任いたしました。今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、私から、資料33-2に基づきまして、先週19日に報道発表したものになりますが、5G普及のためのインフラ整備推進ワーキングの報告書について、御説明したいと思います。

まず、このワーキンググループ開催の背景について御説明させていただきたいと思います。前後しますが、まず、2ページを御覧いただければと思います。5Gの商用サービスが開始されまして、約5年が経過しましたが、利用者が5Gならではのサービスを実感するには至っていないという状況も踏まえまして、今後のインフラ整備の在り方について検討を行うため、本ワーキンググループを開催したものでございます。

また1ページ目に戻っていただければと思います。こうした課題、背景を踏まえまして、本ワーキンググループを、デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会の下に設置いたしまして、御覧のような構成員の先生方に御参画いただきまして、サブ6帯、ミリ波帯、SAの整備の在り方等を中心に、今年3月から御議論いただいたものでございます。

3ページ目に進んでいただければと思います。こちらが現在の5G用周波数

帯の割当状況になります。5Gのポテンシャルを十分に発揮するためには、低い周波数帯から高い周波数帯まで、幅広い周波数帯を活用することが重要ということでございます。

次の4ページ目以降が今回の報告書のポイントになります。まず、5G専用割り当てられた周波数帯でありますサブ6帯の整備目標につきましては、高トラフィックエリアにおける整備を進めるとの考え方の下で、1km×1kmのメッシュに分割しまして、その区画のカバー率をサブ6展開率と定義した上で、2027年度末までに、高トラフィックエリアである1万3,250区画のうち、80%以上をカバーすることを全社共通の目標とすることとしております。

次のページはミリ波の整備目標についてでございます。ミリ波の基地局数が2022年度末時点で4社合計で約2.3万局というところでございますが、それを2027年度までに5万局とするとともに、ミリ波活用レポートの提出、公表を行うべきとしております。

その下のSAの整備目標につきましては、SAは御案内のとおり、5Gコアネットワークを利用しておりますので、多数同時接続や低遅延といった5Gならではの特性を生かせるようになる一方で、NSAのように複数の周波数帯を同時に使って通信を行うキャリアアグリゲーションというものができないということもございます。なので、サービス品質が低下する可能性があることや、また、SA対応の端末が必要になるという課題もあります。こうしたことも踏まえまして、現時点ではSAについては数値目標を設定せずに、今後整備するサブ6帯、ミリ波帯の基地局について、将来的には全てSA対応可能な基地局での整備を原則目指すとともに、SA活用レポートの提出、公表を行うべきとしております。

次のページをご覧ください。災害対策のためのインフラ整備目標の在り方についてでございます。先ほど能登半島地震対応の御説明がありましたけれども、

そういったことも踏まえまして、まずは都道府県庁と市区町村の本庁舎につきまして、2025年度末までに5Gによるカバレッジを目指すとともに、国は携帯電話基地局の強靱化に向けた検討を進めるべきとしております。

次のページをご覧ください。インフラシェアリングの推進についてでございます。近年は、携帯電話事業者、JMCI Aといった公益法人のみならず、民間から新たな事業者がシェアリング市場に参入しまして、様々な事業形態が生まれている状況でございます。

こうした状況を踏まえまして、国はシェアリング市場のさらなる活性化に向けまして、各関係者からヒアリングを行った上で、必要に応じ、公正な事業環境の議論・対応を検討すべきとしております。

次に、下のインフラ整備の進捗状況の把握につきましては、利用者に分かりやすい形になるよう、事業者ごとに低い周波数帯から高い周波数帯まで5G整備の進捗状況が明らかになる公表方法や都道府県ごとの公表について検討すべきとしております。

次のページをご覧ください。本報告書を踏まえた今後の取組といたしまして、携帯電話事業者は、今回設定された目標に向けてインフラ整備を推進するとともに、国はサブ6展開率を4.9GHz帯の割当ての指標こちらを指標とすることを検討することとしております。

最後に、追加提言といたしまして、屋内対策としてのミリ波の検討、また、通信品質測定に関する課題の抽出、NTN、いわゆる非地上系ネットワークの技術的可能性についての検討などを行うこととしております。

報告書の概要について、説明は以上になります。よろしくお願いいたします。
○林部会長 どうもありがとうございます。これにつきましても、御質問、御意見等、いただければと思います。

あるいは石山先生はこのワーキンググループの主査代理も務めておいでです

ので、補足等ございましたら、お願いできればと思います。

○石山特別委員 私、こちらにも関わっておりましたけれども、説明に特に補足はございません。

○林部会長 承知しました。

それでは、質問等、ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

私から一つ、今のページですけれども、国は通信品質の測定について課題抽出を行うということですが、いろいろな課題があると思いますが、こういった議論がなされたのかということについて、このワーキングの議論を御紹介いただきたいということが質問でございます。固定ブロードバンドサービスの品質測定については、そのサブワーキンググループは電気通信市場検証会議の下で開かれて、品質測定手法の確立に向けたいろいろな課題というものが抽出されているというのは承知しておりますが、こちらでこういった課題があつて、それに対する対応というのはどういうものを考えられているのか、こういった議論がなされたのかについて、ご紹介いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤企画官 御質問ありがとうございます。実は本ワーキンググループでは、御指摘のような通信品質の測定の在り方については、恐らく、そこまで深い議論というのは行われなかったのではないかと承知しております。むしろ電波監理審議会でありますとか、こちらの有効利用評価部会でありますとか、そういったところで委員の先生方から御指摘いただいていると認識しておりまして、こうしたことも踏まえて、今回、追加提言ということで、本報告書の中でこうしたことについても記述をさせていただいたということだと思います。そのため、今後また電監審等々で、この関係については御議論が行われるのではないかと思いますので、我々も今、諸外国の事例等々、調査をしながら、今後の対

応方針について検討を進めておりますので、その辺については、また改めて御説明させていただければと考えております。

以上でございます。

○林部会長 ありがとうございます。承知いたしました。この論点、今仰せのように、親会の電波監理審議会でも、この部会でもそうですが、問題意識を持って注視しているところでございます。とりわけ事業者の測定結果の比較可能性や、あるいは測定結果に対する苦情や、あるいは品質測定に関する理解促進のための周知の在り方などについて、いろいろ御議論があったところと承知しておりますので、また、引き続き、親会の電波監理審議会とこの有効利用評価部会で議論をさせていただければと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

○眞田特別委員 眞田です。よろしいでしょうか。

○林部会長 お願いいたします。

○眞田特別委員 5 ページのところ、S A の活用事例等が記載されているのですが、S A って、ネットワーク側としては非常に効率化できる、早くつながるといふのがあると思うのですが、ユーザー側からすると、特に変化があるとは思えないので、活用事例と言われたとき、これがどういうものを意味するかということをお教えいただければと思います。

○佐藤企画官 御質問ありがとうございます。まさに説明でも触れさせていただいたとおり、いわゆる S A というのは、多数同時接続や低遅延など、5 G ならではの特性を生かせるという特徴がございます。そういった観点から、事業者には、5 G のポテンシャルを生かせる、例えば B t o B のサービスでありますとか、そういったところも含めて、事例をまとめていただいて、それを横展開して、さらなる S A の活用でありますとか、5 G ならではのサービスを利用

者の方々に実感いただけるような形で取り組んでいくことはできないかということをご想定しているところでございます。

以上です。

○眞田特別委員 特定用途用に、何かS Aを使って設計してサービスを提供する、そのようなイメージでよろしいでしょうか。

○佐藤企画官 これは事業者によって、戦略でありますとか方針は違うかもしれませんが、5 Gならではのサービス、特にS Aを活用したものを事業者でサービスをしっかり考えていただいて、それを実際に実装につなげていく、そのためのレポートなどを想定しているということでございます。

○眞田特別委員 分かりました。ありがとうございます。

○林部会長 どうもありがとうございました。

ほかによろしいでしょうか。

○池永特別委員 池永です。よろしいでしょうか。

○林部会長 池永先生、お願いします。

○池永特別委員 御説明ありがとうございます。

4 ページのサブ6 展開率の算出の方法についてです。今、こちらで示されているものは、基本的に人口の多い都市部がメインになると思うのですが、地方の展開についてはどのように考えられていますでしょうか。といいますのも、地方が置き去りにならないような指標の考え方というのも必要かと思っています。一旦、これはまず2027年度までで考えられていて、今後の見直しの中で、地方を救うことに関しても検討するということになるのでしょうか。

○佐藤企画官 御質問ありがとうございます。今回、私の説明では触れていませんでしたが、本報告書の中では、いわゆる高トラヒックエリア以外のローカルエリアにおける5 G整備ということについても触れておまして、こちらについても、引き続き重要だと、はっきり言及しております。その中で、インフ

ラ整備計画におきましては、5G人口カバー率を全国各都道府県、2030年度までに99%とすることを目標としているところをございまして、こちらについても、引き続き、国としてもしっかり取組を進めていくという方針でございます。

以上です。

○池永特別委員 分かりました。その両面で進めていくということですね。

○佐藤企画官 はい、そういうことでございます。

○池永特別委員 分かりました。ありがとうございます。

○林部会長 ほかにはよろしゅうございますか。

それでは、佐藤企画官、どうもありがとうございました。

(3) 4.9GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針案の意見募集の開始

○林部会長 それでは、議事(3)に進みたいと思います。こちらも佐藤企画官の御説明ですね。4.9GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針案の意見募集の開始でございます。よろしくお願いたします。

○佐藤企画官 では続きまして、資料33-3に基づき、4.9GHz帯における、いわゆる5Gシステム普及のための特定基地局の開設割当てに関する指針案について御説明させていただきます。

次のページをご覧ください。4.9GHz帯につきましては、これはいわゆるサブ6と呼ばれる周波数帯でございますが、総務省の「周波数再編アクションプラン」におきまして、令和7年度末までの5Gへの周波数割当てに向けて検討を進めることとされております。

また、周波数の利用移行調査を実施したところ、本周波数帯につきましては、携帯事業者から早期の割当ての希望があったことに加えまして、本年3月に、この周波数帯について、技術的条件の一部答申をいただいたことも踏まえまして、早期の周波数割当てに向けまして、開設指針の策定等の制度的整備を進めることとしたものでございます。

なお、本周波数帯につきましては、5GHz帯無線アクセスシステムを利用する既存利用者がおられますので、終了促進措置の対象とすることを想定しまして、移行に必要な費用や期間等を検討する必要があるということでございます。

こうしたことも踏まえまして、今回の割当てにつきましては、100MHz幅を1枠、移行期間は6年と想定しまして、後継のいわゆる認定期間を16年としております。

次のページをご覧ください。こちらが4.9GHz帯割当てに関する今後の手続、スケジュールになります。今月2日に本開設指針案を公表しまして、8月1日まで意見募集を実施しているところでございます。現在、意見募集中でございます。この意見募集の結果を踏まえまして、夏頃に電波監理審議会に諮問いたしまして、答申をいただければ、開設計画の申請受付や審査といったその後の手続を進めていくこととしております。

次のページをご覧ください。こちらが今回の4.9GHz帯の審査基準の考え方の（案）になります。より多くの人々が「5Gならではの」通信を実感できるようにするため、人口の多いエリアを整備すること、広範なエリアカバーを實踐すること、終了促進措置の着実な実施の3点を基本的な考え方としております。

これを踏まえて、まず、絶対審査基準につきましては、主に4つ項目を設定しておりまして、まず、1点目のエリア展開につきましては、先ほど御説明いたしましたワーキンググループ報告書の提言で、サブ6展開率を4.9GHz帯の割当ての指標とすることとしたことを踏まえまして、その展開率を認定から1

2年後の年度末までに全国の高トラヒックエリアの80%以上とすることとしております。

その他の審査項目につきましては、既存無線局の移行に伴う終了促進措置に必要な金額である740億円を確保すること、特定基地局開設料が年17億円以上であること、財務的基礎があること等となっております。

次に、下にあります比較審査基準についてでございます。こちらの項目につきましては、サブ6展開率、これまでのサブ6帯の割当ての状況、終了促進措置に関する計画、特定基地開設料の金額、最後に不感地対策、災害対策を主な審査項目としております。

次のページをご覧ください。最後のページになります。「4.9GHz帯の展開率」ということで、先ほどワーキンググループの報告書で御説明いたしましたサブ6展開率の考え方でございます。こちらを今回の開設指針にも適用いたしまして審査を行っていくことを考えております。

私からの説明は以上になります。

○林部会長 佐藤企画官、これにつきましても、御説明ありがとうございました。

質問、コメント等あればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

私、認定期間が16年というのはかなり長いなと思い、少し驚きました。

○若林特別委員 若林です、よろしいでしょうか。

○林部会長 若林先生、お願いします。

○若林特別委員 3ページの絶対審査基準と比較審査基準があるうちの比較審査基準についてです。結局、最終的には総合判断ということにはなるかと思うんですけども、ここに5つ、主な項目として挙げていただいたもののうち、何か比重といいますか、こういうものを重視する、あるいはこういうものはより重要だということがございますでしょうか。あるいは、特にそういうことは

事前には考えずに、総合的に評価するというのでしょうか、教えてください。

よろしく願いいたします。

○佐藤企画官 ありがとうございます。こちらの比較審査基準につきましては、御覧のとおり、複数の事業者から申請があったときに比較審査というフェーズに移るわけですが、この5項目につきましては、すべてフラットになります。全部で120点満点で審査することになりまして、こちらで御説明した5項目について24点ずつ配点しまして、その下に審査を行っていくということで、今、指針案を出させていただいております。

以上です。

○若林特別委員 承知しました。どうもありがとうございました。

○林部会長 ありがとうございます。これは100MHz幅の1枠ですので、競願になるということが予想ないし期待されるところでございますので、そこで事業者の開設計画の切磋琢磨を期待したいと思うところでございます。若林先生、どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

○笹瀬代理 笹瀬です、よろしいでしょうか。

○林部会長 笹瀬先生、お願いします。

○笹瀬代理 比較審査基準の2番目の公平性・競争促進の記載を見ますと、これまでのサブ6帯の割当ての有無と割当額、割当幅の差異という観点がありますが、上の表を見ると、ソフトバンクと楽天が少ないということで有利になると思いますが、質問は、サブ6帯を割り当てた場合の使っているトラフィック量や、ユーザー数などは考えなくていいということでしょうか。競争する場合に関しては、周波数帯の割当てだけではなく、例えば、どれぐらいのトラフィックをこの周波数帯で既に使っているか、ユーザーが何人いるかということも、ある意味では、競争促進、効率の面では結構重要になると思うのですが、そうい

うことは全く考えないという理解でよろしいでしょうか。

○佐藤企画官 御質問ありがとうございます。御指摘いただいた比較審査基準の2番目の公平性・競争促進に関する御指摘でございますが、こちらにつきましては、御指摘のように、まず、サブ6帯を有しているかどうか、その有無です。また、申請者のサブ6帯の帯域幅の総計がより少ないこと、それに加えて、先ほど委員から御指摘いただいたサブ6帯のトラフィック量がより大きいこと、こちらについても審査基準に入れておりまして、そうした観点も考慮して、審査を行っていくこととしております。

以上です。

○笹瀬代理 分かりました。どうもありがとうございました。

○林部会長 どうもありがとうございます。

失礼いたしました。お願いできますでしょうか。

○中野特別委員 中野です。

○林部会長 中野先生、お願いします。

○中野特別委員 1点だけ質問させていただきたいのですが、先ほど認定から12年後の年度末までという絶対審査基準の80%以上にする、かなり息が長いと私も感じているところです。つまり、今、技術の変遷が激しいので、その中で、この帯域を使わずにとっておいて、10年後ぐらいのときに、いきなり80%にするということもなきにしもあらずかと思っており、途中経過として6年後ぐらいまでには50%程度に到達しているなど、利用率を考えたときに、12年後の80%との間が適切かどうかというのが若干気になるところでございます。この辺り、どうやって決められたか、教えていただけるとありがたいと思います。

○佐藤企画官 御質問ありがとうございます。

まず、12年後というところですが、こちらについては、先ほど御説明を差

し上げたとおり、今、既存の利用者がおりますので、その移行に係る期間も考慮いたしました。さらに申し上げますと、既存の無線局については、11年後の年度末までとしておりますので、そこの面も考慮して、全体として12年とさせていただきます。

また、いきなり12年後に8割整備するという御指摘でございますが、まさに我々もその辺は考慮しております、こちらには書いていませんが、エリア展開の審査基準の中では、認定から6年後の年度末までに、全ての都道府県において特定基地局を開設する計画を有することを審査基準に盛り込んでおりまして、いわゆる進捗状況のフォローアップとして、段階的に整備計画を有しているものに対してしっかり配点を行うということで、今、基準を設けているところでございます。

以上です。

○中野特別委員 御説明どうもありがとうございます。安心いたしました。

以上です。

○林部会長 中野先生、どうもありがとうございました。まさに認定後の開設計画どおりに整備が進んでいるかどうかというのは、有効利用評価部会で、また都度都度にモニタリングしていくことが大事だろうと思います。

ほかにはよろしいでしょうか。

○池永特別委員 池永です、よろしいでしょうか。

○林部会長 池永先生、お願いします。

○池永特別委員 確認ですが、既存利用者がいる周波数帯について、終了促進措置に対して協力するということが必要かと思いますが、既存利用者が新規割当事業者に協力することについては、今の時点で何か分かっていることがあるのでしょうか。

○佐藤企画官 ありがとうございます。

基本的に終了促進措置というのは、今度割り当てられた事業者が責任を持って自らの費用負担をした上で、しっかり移行に向けた取組を進めていただくということになるかと思えます。なので、まずは民民でしっかりお話し合いをしていただいて、移行に向けた取組を進めていただくということでございます。

また、既存の無線局、先ほど御説明したとおり、11年後の年度末までということになっておりますので、そうしたスケジュール感をしっかり踏まえながら、丁寧に進めていただけるように、我々としてもしっかりウオッチしていきたいと考えております。

以上になります。

○池永特別委員 分かりました。既存利用者も期限をもって終了しなければいけないということは理解されているということでよろしいでしょうか。

○佐藤企画官 はい、もちろんでございます。

○池永特別委員 分かりました。ありがとうございます。

○林部会長 どうもありがとうございます。終了促進措置は過去のスキームでも取られた手法でもありますので、過去の経験なども踏まえて、円滑な移行が進むように、総務省としてもウオッチしていただけたらと思います。

よろしゅうございますか。

それでは、質疑応答はこれにて終了したいと思います。佐藤企画官、どうもありがとうございました。

○佐藤企画官 ありがとうございます。

○林部会長 それでは、次の議事に進ませていただきたいと思います。

この後は評価結果（案）に関する議論を行いますので、事務局におかれましては、総務省関係者の退席の対応をお願いしてよろしゅうございませうか。

○宮良幹事 事務局でございます。承知いたしました。

それでは、総務省関係者の方は御退席をお願い申し上げます。

先生方におかれましては、退席まで少々お待ちいただけますようお願いいたします。

総務省関係者の退席が完了いたしましたので、林先生におかれましては、議事の再開をお願い申し上げます。

○林部会長 かしこまりました。

(4) 令和5年度電波の利用状況調査(各種無線システム・714MHz超の周波数帯)の評価結果(案)

○林部会長 それでは、議事を再開いたします。

議事(4) 令和5年度電波の利用状況調査(各種無線システム・714MHz超の周波数帯)の評価結果(案)に係る意見募集の結果及び電波監理審議会の考え方(案)につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○宮良幹事 事務局でございます。

資料33-4-1を基に御説明申し上げます。

各種無線システム・714MHz超の周波数帯に係る評価結果(案)に対しまして、提出された意見につきましては計5件、内訳といたしましては、法人・団体等から4件、個人1件でございました。

下の表に基づきまして、提出された意見、電波監理審議会の考え方(案)について、ポイントを絞りながら、また、一部の御意見については、次の33-4-2の資料、評価結果(案)の本体も御参照いただきながら御説明申し上げます。

まず、No.1、KDDIからの御意見です。御意見の内容は、重点調査のうち、26GHz帯FWAに係る評価への御意見です。

御意見の内容ですが、全体につきましては、26GHz帯の5Gへの割当ての検

討においては、2.8 GHz帯の利活用状況を見定めた上で、令和8年度以降を視野に入れ、割当時期の検討を希望する旨、後段につきましては、既存システムである2.6 GHz帯、F W Aの移行が検討される場合には、十分な移行期間の確保が必要であるとともに、移行における費用負担が既存事業者の不利益とならないよう配慮してほしいといった御意見でございます。

表の右側、考え方（案）でございますが、前段につきましては、本評価中の2.6 GHz帯 F W Aに係る評価における記載をしてございまして、鍵括弧の中、2.6 GHz帯については、引き続き、総務省において、5 Gへの割当て及び2.6 GHz帯全体の周波数利用方策に係る検討を推進していくことが適当であるとの評価をしていること、後段につきましては、いただいた2.6 GHz帯の5 Gへの割当時期、2.6 GHz帯 F W Aの移行を行う場合の移行期間や費用負担の在り方に関する御意見については、総務省における今後の検討に当たって、参考としていただきたいと考えますとしてございます。

2 ページ目、No. 2 の U Q からの御意見でございますが、こちらにつきましては、K D D I の後段と同様な御意見ですので、考え方（案）につきましても同様としてございます。

続きましてNo. 3、こちらもK D D I からの御意見でございますが、重点調査対象のうち、こちらは4.0 GHz帯、映像 F P Uに係る評価への御意見でございます。

内容といたしましては、4.0 GHz帯の5 Gへの割当時期につきまして、先ほどの2.6 GHz帯と同様でございますが、令和8年度以降を視野に入れた割当時期の検討を希望するといった御意見でございます。

考え方（案）でございますが、こちらも2.6 GHz帯と同様でございますが、前段につきましては、本案の4.0 GHz帯、映像 F P Uに係る評価結果の記載をしてございまして、後段におきましては、4.0 GHz帯の5 Gへの割当時期に関する御

意見については、総務省における今後の検討に当たって参考としていただきたいとしてございます。

No. 4、自然科学研究機構国立天文台電波天文周波数委員会からの御意見でございます。同委員会につきましては、国立天文台と国内の電波天文観測を行う大学、機関に所属する委員で構成される委員会とのことで、この点につきましては、御意見の中の後半のなお書きにおいて記載がございます。

御意見の主なポイントといたしましては、2ページ目の最初の1段落目からになりますが、有効利用の程度が評価される対象は電波の発信システムのみ、いわゆる電波を発射するシステムのみであり、受信業務のみを行っている電波天文は対象外となっている点、また、評価結果（案）で電波天文への分配が明記されている周波数帯以外でも分配されている帯域は多くあり、日本国内でも盛んに観測が行われているといった御意見でございまして、2段落目におきましては、有効利用評価をするに当たっては、受動業務が利用している帯域が多くあることを考慮し、電波を発射する免許人や無線局の数、増減のみを根拠に評価しないようお願いしたいといった御意見でございます。

その次の「また」の部分ですが、次年度以降の周波数再アクションプランを検討する際、既存の受動業務への有害干渉が生じないように配慮いただきたいといった御意見でございます。

考え方（案）でございますが、本案につきましては、各種無線システムの714MHz超の周波数帯に係る調査結果に基づき、評価を行ったものですといたしまして、いただいた御意見にあるとおり、電波法令上におきましては、電波天文業務などの受信のみを目的とする受信設備については調査の対象外となっておりますので、帯域ごとの受信設備の数やその増減などの詳細な利用状況が明らかではないことから、当該利用状況を踏まえた評価を行っていないものとしてございます。

「また」以降の周波数再編アクションプランに関する御意見については、総務省における今後の検討に当たって、参考としていただきたいとしてございます。

次の3ページ目、No.5でございます。一般財団法人移動無線センターからの御意見です。御意見の内容といたしましては、当該財団が提供する高度MCA陸上移動通信の中継サービス、括弧書きで「MCAアドバンス」とございますが、こちらにつきまして、利用局数が当初の想定を大幅に下回っており、今後、長期安定的なサービスの提供は困難との判断で、2027年3月31日をもってMCAアドバンスを終了することを本年7月1日に公表いたしましたという点。サービス終了に伴いまして、MCAアドバンスの新規増設の利用申込受付も終了したといった内容でございます。

この点、事務局からの補足でございますが、御意見にございます高度MCA中継サービス、MCAアドバンスにつきましては、利用状況調査及び評価におきましては、900MHz帯高度MCAとのシステム名となっております。

考え方（案）でございますが、いただいた御意見を踏まえ、本案中、次に示す下線部を修正しますとしてございまして、このページでは評価結果（案）の27ページの部分の修正前後及び次のページでございますが、こちらは評価結果（案）中の31ページ目に係る修正の変更前後を示してございますが、具体的な修正の内容につきましては、次の資料、33-4-2を基に御説明いたします。

資料33-4-2の27ページでございます。このページにつきましては、評価項目のうち、移行などに向けた対応の状況に係る部分でございまして、27ページ目の表示の上側の部分でございますが、①といたしまして、800MHz帯MCAから900MHz帯高度MCAの移行に係る内容を記載している箇所でございます。前提といたしましては、周波数アクションプランとございますが、

デジタルMCA、これは800MHz帯のMCAでございますが、この800MHz帯のMCAは令和11年5月末にサービスを終了することから、令和3年4月にサービスを開始した900MHz帯の高度MCAの移行が進められている状況がございました。

今般、先ほどの御意見において、中継局の免許人である移動無線センターより、移行先である900MHz帯MCAについてもサービスを終了する旨の公表が本案の意見募集期間中の7月1日に行われたとの意見提出でございます。この意見に基づく案の修正の部分は、下の赤枠部分、赤字で追記または見え消しで修正を行っている箇所でございます。赤枠部分の前段の部分の修正はございませんが、記載の内容といたしましては、ユーザー側の陸上移動局につきまして、800MHz帯MCAと900MHz帯高度MCAの免許人や無線局の数の増減を基に、移行が行われる状況がうかがえるといった記載でございまして、変更点は後段部分の「総務省は」といたしまして、部会において、総務省側へ確認した内容を記載した部分でございますが、こちらにつきまして、時点として「令和6年4月時点」という赤字部分を追記、また、「800MHz帯MCA陸上移動通信について」という部分を追記いたしまして、また、鍵括弧の後、総務省から移行の状況を注視していきたいといった部分の後につきましては、「している」から、「していた」と過去形としてございます。

また、「その後」といたしまして、令和6年7月1日、陸上移動中継局の免許人により、令和9年3月末に900MHz帯高度MCA陸上移動通信サービスを終了する旨の発表が行われたといった一文を事実関係として追記を行っているものでございます。

続いて、31ページ目でございます。評価の部分の修正点でございます。赤枠部分、まず、800MHz帯MCAにつきましては、当初、見え消し部分、「引き続き900MHz帯高度MCAへの移行を促進すること」といった記載について

は削除いたしまして、3行目の後半でございますが、「また」といたしまして、「900MHz帯高度MCA陸上移動通信は、令和9年3月末のサービス終了が発表されたが、令和5年度の調査時点でユーザー側の免許人が170者、無線局が約5,000局存在する」といった内容を追記いたしまして、また、「こうした状況に鑑み」といたしまして、「サービス終了に向け、陸上移動中継局の免許人と連携して、代替可能なシステムへの移行などについてユーザーに対し丁寧な周知・広報に努めること」としてございます。

また、3段落目、「更に」の部分ですが、こちらはサービス終了後の跡地の利用に係る内容に係る部分でございますが、上り回線としていた部分は明確化のため、頭に「800MHz帯MCA」を追記してございます。また、サービス終了が発表されました「900MHz帯高度MCA陸上移動通信」の文言も追記しております。これらに利用されている帯域については、代替可能なシステムへの移行の状況や需要の動向を注視しつつ、新たな電波利用システムの導入可能性を含め周波数の活用方策を検討していくこと、としてございます。

修正箇所は以上になります。

資料、戻りまして、33-4-1でございます。

5ページ目、No.6のKDDIからの御意見でございます。前段につきましては、周波数再編アクションプランにおいて、移動通信システムの導入の可能性について検討するとされているところ、既存衛星通信システムの高度化システムの移行開始時期などが評価結果（案）に記載されたことは、関係者への情報共有に向けた取組と考えますという御意見。

後段につきましては、その上で、引き続き、共用条件などの詳細情報が調査検討会等の場において共有されることを希望するといった御意見です。

補足いたしまして、前段につきましては、評価結果案において、こちら2.6GHz帯の既存のドコモがサービス提供しておりますN-S-T-A-Rの衛星システ

ムにつきまして、部会における総務省との質疑の部分、高度化システムが去年10月にサービスを開始し、高度化への移行が進められているといった記載をしている部分、この部分に対する御意見と考えてございます。

考え方（案）といたしまして、前段は賛同意見として承りまして、後段につきましては、今後の総務省における検討に当たって参考としていただきたいと考えてございます。

続きまして、No.7、KDDIからの御意見につきましては、5GHz帯無線アクセスシステムにつきまして、4.9GHzの5Gの割当てに関する内容でございます。後段の部分を御覧いただければと思いますが、「一方で」の部分につきまして、5GHz帯は電波伝搬特性上、遠距離での通信が可能であるため、高い周波数帯の無線アクセスシステムへの移行が困難となった際は、光ファイバーなどの代替手段となることも考えられ、既存システムの移行等は費用や期間も考慮した上で、新たな免許人との協議が必要との御意見です。

考え方（案）につきましては、評価結果（案）の57ページの記載を記載しておりまして、真ん中辺りになりますが、「引き続き」として、免許人に対し移行先候補の丁寧な周知・広報に努めるとともに、移行に要する期間の検討を行った上で、終了促進措置の適用による5Gへの割当てを検討していくこととしてございます。

後段部分、いただいた5GHz帯無線アクセスシステムの移行・代替に係る費用や期間に関する御意見については、総務省における今後の検討に当たって参考としていただきたいとしてございます。

続いてNo.8、UQからの御意見は、先ほどのKDDIの後段の御意見と同様ですので、考え方は同様としてございます。

6ページ目、No.9でございます。こちらもKDDIからの御意見は、6GHz帯の無線LANに関わるものでございまして、このうち7025MHzから7125

MHzにつきましては、WRC-23においてIMT特定、いわゆる携帯電話向けに特定されたことを踏まえ、評価結果（案）の記載において、国内の携帯電話事業者や既存の無線局の免許人等の移行や今後の国際動向を踏まえて検討を進めていくといった考え方に賛同するという御意見で、考え方（案）といたしましては、賛同意見として承っております。

最後のNo.10の個人からの御意見は、割当てに関する御意見ですので、考え方（案）は、本意見募集の対象外といたしております。

最後に1点、恐縮ですが、評価結果（案）の形式的な変更点について御説明させていただきます。資料33-4-2の本体の1ページの「はじめ」という部分になります。こちら下側に黒丸にて、これまでは従前は部会の審議経緯を記載してございましたが、電波監理審議会としての全体の経緯といたしまして、親会の開催日や意見募集期間に係る記載を追加してございます。なお、最後の親会の丸の部分につきましては、本日の御議論を踏まえ、最終的に決定した親会の日程等を記載させていただきたいと考えてございます。

説明が長くなりまして恐縮ですが、以上でございます。

○林部会長 御説明どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等、頂戴できればと存じます。いかがでしょうか。

それでは、順番に聞いてまいります。

笹瀬部会長代理、いかがでしょうか。

○笹瀬代理 的確に直っていると思いますので、これで結構です。

以上です。

○林部会長 ありがとうございました。池永特別委員、いかがでしょうか。

○池永特別委員 御説明ありがとうございました。私からも特にコメントはございません。このとおりで問題ないと思います。

○林部会長 ありがとうございます。石山特別委員、いかがでしょうか。

○石山特別委員 適切であると思います。特に意見はございません。

○林部会長 ありがとうございます。眞田特別委員、いかがでしょうか。

○眞田特別委員 御説明ありがとうございます。私からも特に意見はございません。

○林部会長 ありがとうございます。中野特別委員、いかがでしょうか。

○中野特別委員 御説明どうもありがとうございます。私からも特にコメントはございません。

○林部会長 ありがとうございます。若林特別委員、いかがでしょうか。

○若林特別委員 御説明ありがとうございます。内容につきましても、これでよろしいかと思えます。

○林部会長 ありがとうございます。

私も事務局案のとおりで、賛同いたします。

そして、特別委員の先生方からも事務局案のとおりで賛同いただいたところでございますので、そのようにお進めいただければと思います。

ただ、もし、追加で修正等の御意見がございましたら、そのときは事務局までメールにてお寄せいただければと思います。

それでは、本件につきましては、7月31日開催予定の電波監理審議会において、当部会から本件の意見募集の結果について報告を行いたいと思います。電波監理審議会への報告に当たっては、最終的には部会長の私に御一任いただきたいと思いますが、よろしゅうございませうか。

どうもありがとうございます。では、そのようにさせていただければと思います。

事務局からは特によろしゅうございますか。

○宮良幹事 はい、ありがとうございます。

(5) 令和5年度電波の利用状況調査(公共業務用無線局)の評価結果(案)

○宮良幹事 では続きまして、(5)公共業務用無線局に係るものも御説明を差し上げたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○林部会長 お願いいたします。

○宮良幹事 ありがとうございます。それでは、資料33-5-1を御覧いただければと思います。こちらにつきましては、公共業務用無線局に係る評価結果案に対して提出された意見に関する資料でございます。提出された意見の件数につきましては、こちらも計5件でございますが、内訳といたしましては、法人1件、個人4件ございました。こちらも下の表を御覧いただければと思います。

まずNo.1、ソフトバンクからの御意見でございます。御意見の内容といたしましては、デジタル化の推進についてといたしまして、前段、中段、後段がございますが、前段につきましては、電波の利用状況調査に係る取組は有意義と考えるという点、中段につきましては、公共業務用無線局のデジタル化等の進捗状況などについて、本評価結果(案)にも記載のとおり、システムの廃止などの取組が一定程度進捗しており、引き続き、これらの取組を着実に進めていくことが重要と考えるという御意見でございます。

後段のなお書きの御意見につきましては、これらの取組をより加速化させていく観点からは、本案に記載の「デジタル化等が何%進捗しているかなど、進捗度合いの定量的な見える化」を実施することと合わせて、移行等に関する期限を設定し、その期限に対する進捗率を評価することも効果的であると考えますといった御意見でございます。

考え方(案)につきましては、前段及び中段につきましては賛同意見として承

っておりまして、後段のなお書きの御意見につきましては、移行等に対する期限の設定については総務省において検討されるものと考えますが、評価の在り方については、いただいた御意見も参考にしつつ、適時適切に検討を行ってまいりますとしてございます。

続いて、No. 2、個人の方からの御意見でございます。こちら、意見の冒頭に2-2(2)及び3-2(2)とございまして、次の2ページの最初の後半でございますが、既に報告書で方向性が決まっているのであれば、なぜ、その方向性に向けて速やかな取組を進めないのかといった問いを立てて検討を進めるべきといった御意見でございます。

考え方(案)でございますが、まず、「本案は」といたしまして、公共業務用無線局に係る電波の利用状況の調査結果に基づき、デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書における電波利用システムごとの廃止などの取組の方向性に沿って、関係府省庁における令和5年度の進捗状況等を確認し、評価を行ったものですとしておりまして、なお書きにて、2-2(2)「5GHz帯無線アクセスシステム」におきましては、廃止に向け、関係府省庁は代替可能システムを検討予定であること、また、3-2(2)「公共業務用テレメータ」に係るシステムにつきましては、本システムを順次廃止し、特定小電力無線局への代替が進展していることを確認しておりますとしてございます。こちらは評価結果(案)にも記載の内容から、なお書きを行っているものでございます。

続きまして、No. 3とNo. 4につきましては割当てに関する御意見になりますので、いずれも本意見募集の対象外としておりまして、また、No. 5につきましても、無線従事者の資格に関する御意見ですので、本意見募集の対象外といった考え方(案)としてございます。

最後に、資料3-3-5-2につきまして、形式的な修正の部分でございますが、1ページ目のローマ数字Iの「はじめに」の部分ですが、こちら先ほど

と同様に、下側のポツのところの審議経緯におきまして、親会の日程などの記載を追加する形式的な変更を行ってございます。

簡単ではございますが、説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○林部会長 御説明ありがとうございました。

御質問、御意見等、承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

これにつきましても、順番に伺わせていただきたいと思います。

まず、笹瀬部会長代理、いかがでしょうか。

○笹瀬代理 どうもありがとうございました。このとおりで結構でございます。

以上です。

○林部会長 ありがとうございます。池永特別委員、いかがでしょうか。

○池永特別委員 私もこの内容で問題ないと思います。ありがとうございます。

○林部会長 ありがとうございます。石山特別委員、いかがでしょうか。

○石山特別委員 私もこれで適切であると思います。

○林部会長 ありがとうございます。眞田特別委員、いかがでしょうか。

○眞田特別委員 私もこれで問題ないと思います。

○林部会長 ありがとうございます。中野特別委員、いかがでしょうか。

○中野特別委員 私も、おまとめいただいた内容で結構だと思います。

○林部会長 ありがとうございます。若林特別委員、いかがでしょうか。

○若林特別委員 私も異論ございません。

○林部会長 ありがとうございます。

私も本案に賛成いたします。

特別委員の先生方も本案に賛成ということですので、本件は修正なしということをお願いできればと思います。ただ、もし追加で修正等の御意見が出てまいりましたときには、事務局までメールにてお寄せいただければと思います。

本件につきましても、先ほどと同様、7月31日開催の電波監理審議会にお

いて、当部会から意見募集の結果について報告を行いたいと思います。これにつきましても、如才ないことではございますが、電波監理審議会への報告に当たっては、最終的には部会長の私に御一任いただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

どうもありがとうございます。

閉 会

○林部会長 それでは、本日の議事は以上でございます。

それでは最後に、事務局から事務連絡等がございましたら、お願いしたいと思っております。

○宮良幹事 事務局でございます。2点、御連絡申し上げます。

1点目、先ほど林部会長からもございましたが、議事（4）及び（5）の電波監理審議会の考え方（案）に係る部分につきまして、修正等の御意見がございましたら、短時間で恐縮ですが、今週26日金曜日までをめぐりに、事務局までメールでお寄せいただけましたら大変幸いです。

2点目でございます。次回の部会につきましては、10月4日金曜日の10時からを予定しております。

以上でございます。

○林部会長 どうもありがとうございます。

構成員の先生方におかれましては、各種無線システム・714MHz超の周波数帯及び公共業務用無線局に係る評価に当たりまして、これまで闊達な御議論を賜りまして、誠にありがとうございました。

次回部会は、先ほど御案内がございましたように、10月4日を予定しているところでございます。少し間が空きますが、引き続き、よろしくお願い申し上げます。

上げます。

それでは、これにて本日の有効利用評価部会を閉会したいと思います。先生方、どうもありがとうございました。よい夏休みをお迎えいただければと思います。